

平成27年8月24日 招集

平成27年門真市教育委員会第8回定例会

議案書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第8回定例会
平成27年8月24日（月）午後2時
別館3階 第3会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第42号	門真市教育委員会表彰規程の一部改正について	1
第4	議案第43号	門真市教育委員会点検・評価報告書の提出について	3
第5	議案第44号	門真市教育委員会の人事について	4
第6		諸報告	5

議案第42号

門真市教育委員会表彰規程の一部改正について

門真市教育委員会表彰規程（昭和28年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年8月24日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

表彰対象及び表彰審査委員会の委員構成について、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程

門真市教育委員会表彰規程（昭和28年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 門真市教育委員会（以下「委員会」という。）事務局及び委員会の所管に属する学校等の職員であつて次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>第1条 門真市教育委員会（以下「委員会」という。）事務局及び委員会の所管に属する学校その他の職員であつて次の各号の一に該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1)～(6) 略</p>
<p>第2条 委員会の所管に属する<u>学校等の生徒、児童又は園児</u>にして次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第2条 委員会の所管に属する<u>学校、生徒児童</u>にして次の各号の一に該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>第3条 <u>前2条</u>に規定するものを除くほか、門真市に在住又は勤務する者及び門真市に所在する公私の団体であつて、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第3条 <u>第1条、第2条</u>に規定するものを除くほか、門真市に在住又は勤務する者及び門真市に所在する公私の団体であつて、次の各号の一に該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>第7条</p> <p>1 略</p> <p>2 会長は教育長をもつて充てる。委員は<u>教育次長及び教育委員会事務局部長級職員</u>をもつて組織する。</p>	<p>第7条</p> <p>1 略</p> <p>2 会長は教育長をもつて充てる。委員は<u>第1条に規定する職員</u>の中から委員会がこれを任命する。</p>
<p>第8条 会長は会務を総理する。</p>	<p>第8条 会長は会務を総理する。会長に事故あるときは、年長委員がその職務を代理する。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

議案第43号

門真市教育委員会点検・評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定により門真市議会に門真市教育委員会点検・評価報告書を提出するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年8月24日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定により別添の門真市教育委員会点検・評価報告書を門真市議会に提出するにつき、本案を提出するものである。

議案第44号

門真市教育委員会の人事について

本市教育委員会委員三宅 奎介の辞職を同意するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第10条の規定により教育委員会の議決を求める。

平成27年8月24日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

本市教育委員会委員三宅 奎介から平成27年9月30日をもって辞職したい旨の願出があったため、本案を提出するものである。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項	報 告 者
1	平成28年度門真市立幼稚園児の募集について	宮下保育幼稚園課長